

上尾税務署から 確定申告の お知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を下記のとおり開設します。確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

なお、当日分の入場整理券の配付が終了次第、相談受付は終了となります。

■ 2月1日(火)～3月15日(火)9時～
(8時30分～16時受付)

※土日祝日除く、ただし2月20日(日)・27日(日)は開場。

※3月は大変混雑し、入場整理券の配付終了が予測されますので、来署相談を予定されている方は、2月中にお越しください。

※スマートフォンをお持ちの方は、確定申告会場で、基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施します。せき・発熱等の症状がある方は入場をご遠慮いただく場合があります。



▲国税庁LINE
公式アカウント



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」にスマートフォンでアクセスすると、見やすいスマートフォン専用画面に移ります。多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、マイナンバーカード読取対応のスマートフォンを利用して、ご自宅等でスマホ申告ができます。

こんなあなたはスマホ申告！

- 年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除の申告をする方
- 年末調整が済んでいない方
- 2か所以上の給与所得がある方
- 年金収入や副業等の雑所得がある方
- 株式等の譲渡（特定口座）の申告をする方

メリットいっぱい！マイナンバーカード方式

- マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、自宅から24時間いつでも申告できます。
- 画面の案内に沿って入力すれば、自動計算されます。
- 過去の申告データを利用して自動入力できます。
- 還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
- 相談はチャットボットや電話でもできます。
- スマートフォンのカメラで源泉徴収票が自動入力されます。
- マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます。



動画で見る確定申告



確定申告



マイナポータル

確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です！

マイナンバーカードをお持ちの方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、ご自宅等でマイナンバーカード対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。なお、マイナンバーカードをお持ちでない方は、ID・パスワード方式でのe-Taxも可能です。ID・パスワードは税務署で発行するものです。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署にお越しください。

感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

もっと身近に もっと便利に スマホで申告！

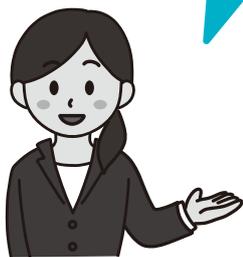
確定申告には、ご自宅等からスマートフォンやタブレットで利用できるe-Tax・スマホ申告が便利です。

■ 確定申告などについて…国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などについて…
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

伊奈町外出自粛等 関連事業者 給付金給付月を 延長します



令和3年4～6月の売上額と新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の同時期の売上額を比較して、50%以上減少している事業者を対象に一定額を支給している本給付金の支給月を、令和3年10月分の売上額減少分まで延長しました。

7～10月分の給付金の申請期限は、2月28日(月)までです。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

☎ 元気まちづくり課 ☎ 2 2 3 4



▲町ホームページ

キャッシュレス決済 キャンペーン 第2弾 を実施します



実施期間
1月5日(水)～31日(月)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者を応援するとともに、感染防止の一環として町内店舗のキャッシュレス化を促進するため、キャッシュレス決済でお支払いをした方へポイント等を還元するキャンペーンを行います。

☑ ①決済金額の30%をポイント等として還元します。

- ・1回のお買い物での還元上限額：2,000円相当

- ・期間中還元上限額：10,000円相当（対象の決済ごと）

☑ ②キャンペーン期間中、1回300円（税込）以上お買い物をされた方から抽選でポイント等を付与します。

- ・当選予定数：5,000本（5,000円相当）

☑ 町内参加店舗で対象のキャッシュレス決済（auPAY、d払い）を使用してお支払いをした方

※上記内容は、状況により変更となる場合があります。

※対象店舗等詳しくは、auPAY、d払いのアプリ内でご確認ください。

☎ 伊奈町商工会 ☎ 7 2 2 - 3 7 5 1



▲伊奈町商工会ホームページ

友愛訪問を実施します

～実施方法を変更しました～

伊奈町赤十字奉仕団では、希望するお宅に訪問し、声かけをしたり、話し相手になる「友愛訪問」を行っています。

「ひとり暮らしで不安」

「引っ越したばかりなので地域の方とつながりたい」「子育てで悩んでいる」など、些細なきっかけでも大丈夫です。お気軽にお申し込みください。

訪問時には、団員が作成したオリジナル絵はがきや赤十字グッズを贈呈します！

☑ 町内に住所を有する在宅の方

訪問時期 毎年3月、7月、11月（計3回）

●メンバーを募集します！

伊奈町赤十字奉仕団では、一緒に活動するメンバーを随時募集しています。詳しくは、事務局にお問い合わせください。

☎・☎ 訪問希望の方は、1月31日(月)までに、伊奈町赤十字奉仕団事務局（福祉課内） ☎ 2 1 2 6 へ



お年寄り世帯見守りたい員 を募集しています

近年、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、病気やケガをしても誰にも気づかれず孤立死に至ってしまうケースが発生しています。しかし、地域に暮らす周りの方々の少しの気づきで、それを防ぐことができる場合もあります。

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安全に、安心して暮らし続けられるよう、皆様ご自身が地域を支えるボランティアとして、たい員登録をお願いします。

見守りたい員とは…地域の高齢者を見守るボランティアです。町内在住で、中学生以上の方が登録できます。ご自身が高齢者でも問題ありません。

見守るお年寄りとは…町内在住で、たい員のご近所にお住まいのおおむね65歳以上の高齢者が見守りの対象です。

見守りの進め方…生活に負担のない程度で、日常のあいさつや遠巻きのさりげない見守りを行っていただきます。見守っていて異変を感じたときは、区長や班長などにご連絡ください。

たい員への登録方法…福祉課で受付をします。登録が完了次第、「お年寄り世帯見守りたい たい員証」を交付します。

☎・☎ 福祉課 ☎ 2 1 2 6